

投資信託総合取引申込

兼 預金口座振替依頼 兼 特定口座開設届 兼 特定口座源泉徴収選択届 兼 特定口座源泉徴収選択口座内配当等受入開始届

株式会社 大光銀行 御中

私は、所得税法第 224 条第 1 項及び第 2 項、同法第 224 条の 3 第 1 項の規定により、告知します。私は、貴行の投資信託総合取引約款により、投資信託保護預り口座又は振替決済口座の設定を申込みます。

また、本口座で取引する投資信託受益権について、次の事項を確認したうえ、下記の取引を申込みます。

1. 投資信託は、預金保険機構および投資者保護基金の対象ではないこと。
2. 投資信託は預金とは異なり、元本の保証はないこと。
3. 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託の購入者が負うこと。
4. 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行うこと。
5. 「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」の内容を確認したこと。

預金口座振替依頼 兼 金銭の振込先指定預金口座

投資信託受益権の募集・購入代金及び投資信託定時定額購入代金は指定振替口座から所定の払戻手続を省略して払出し充当してください。充当資金はあらかじめ指定振替口座に預け入れます。なお、払出しの都度、貴行からの領収書及び振替済通知書の発行は、省略して差し支えありません。

振替日において引落し金額が指定振替口座から払い戻すことのできる金額を超えるときは、私に通知することなく、当該引落しを取り止め、投資信託の購入を行わなくても異議ありません。

この取扱に関して万一紛議が生じても、一切の責任は私が負い、貴行にはご迷惑をおかけしません。

また、累積投資型投資信託以外の投資信託の収益分配金は、指定預金口座へ入金します。

特定口座開設届 兼 特定口座源泉徴収選択届 兼 特定口座源泉徴収選択口座内配当等受入開始届

私は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 5 項の規定によりこの旨届出ます。

◆源泉徴収を選択する

租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項の規定の適用を受けたいので、この旨届け出ます。

なお、この届出は私から同規定の適用を受けることを取りやめたい旨申し出ない限り、引き続き有効なものとして取り扱ってください。

・特定口座での配当等の受入れを希望する

租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項の規定の適用を受けたいので、同法第 2 項の規定によりこの旨届出ます。

・特定口座での配当等の受入れを希望しない

分配金は特定口座へ受入れしません。

◆源泉徴収を選択しない

源泉徴収を選択されない場合、お客様ご自身で確定申告が必要となります。